

フラスカティ・マニュアル(FM)における勧告と科学技術研究調査の調査項目との対応関係一覧(検討の参考資料)

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
第2章 研究開発を同定するための概念及び定義								
2.5 研究開発類型区分								
	2.23	研究開発類型別区分の使用	企業部門、高等教育部門、政府部門及び民間非営利部門の4部門全てにおいて、研究開発類型別区分を用いることを勧告する。	理学、工学、農学、保健分野に関し、「性格別研究費」を把握	【8】理学、工学、農学、保健の性格別研究費	【11】理学、工学、農学、保健の性格別研究費	【9】理学、工学、農学、保健の性格別研究費	人文・社会科学分野を含めて把握する [課題⑦]
第3章 研究開発統計のための機関部門及び機関分類								
3.4 全機関単位に適用可能な全般的分類								
	3.88	世界他地域との資金流動の報告	研究開発統計を編集する機関の観点から、非居住単位を海外又は世界他地域での居住者として示すと便利である。機関部門及び経済全体について統計を報告する際には、世界他地域との研究開発資金流動を報告することを勧告する。	外部から受領した研究費又は外部へ支出した研究費の内訳区分に「海外」を設けている	【11】社外から受け入れた研究費、 【12】社外へ支出した研究費	【13】外部から受け入れた研究費、 【14】外部へ支出した研究費	【11】外部から受け入れた研究費、 【12】外部へ支出した研究費	「海外」の内訳区分について、FMとの整合を高める [課題⑩]
第4章 研究開発支出の測定: 遂行及び資金源								
4.2 機関内研究開発支出額(研究開発の遂行)								
	4.22	人件費における給与優遇措置の非調整	研究開発従事者の人件費には、雇用者の給与及び関連税並びにこの労働力に対する一般的な補助金(又は払い戻し)の純額を含める必要がある。税支援策による影響を除くため、人件費を推計する際は、研究開発特有の給与優遇措置による調整を行わないよう勧告する。	「人件費」は、研究関係の従事者に対して1年間に支払った給与等(基本給、諸手当、賞与等で定期・臨時に支払われたもの)の総額(所得税、地方税、保険料などを差し引く前の総額)のほか、退職金、社会保険料などを含めたもののうち、研究のために要したものとしており、給与優遇措置などの調整は行っていない。	【7】社内で使用した研究費	【10】内部で使用した研究費	【8】内部で使用した研究費	(現在の調査で対応済)
	4.39	減価償却費に関する明示的注記	誤報告を避けるために、減価償却費/償却費は研究開発費とは別のカテゴリとして収集するか、これらの費用を研究開発支出合計から除外する旨を明記することを勧告する。	企業において、社内で使用した研究費の関連項目として、「有形固定資産の減価償却費」を把握	【7】社内で使用した研究費	-	-	(現在の調査で対応済)
	4.59	機関内研究開発支出額のカテゴリ	機関内費用 経常費 内部研究開発従事者の人件費 他の経常費 外部研究開発従事者のサービスの購入 素材の購入 その他 資本費 土地及び建物 土地 建物 機械及び機器 情報及び通信機器 輸送機器 他の機械及び機器 資産計上コンピュータソフトウェア 他の知的財産成果物	以下の区分で把握。 ・人件費 ・原材料費 ・有形固定資産の購入費 - 土地・建物など - 機械・器具・装置など - その他の有形固定資産 ・無形固定資産の購入費 - うちソフトウェア ・リース料 ・その他の経費	【7】社内で使用した研究費	【10】内部で使用した研究費	【8】内部で使用した研究費	外部研究開発従事者に係る経費を区分して把握する [課題②]

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
	4.62	外部従事者の区別	研究開発活動に従事する外部従事者(他法人から派遣されている者など)の数及び関連する専従換算(FTE)を区別して把握すること並びに遂行単位における従業者数に外部従事者を含まないよう勧告する。	調査対象法人、機関、団体等の従業者(ただし、他法人等へ出向している者を除く)のほか、受け入れている派遣労働者、他法人等からの出向者を含めて把握。	【4】研究関係従業者数	【7】研究関係従業者数	【4】従業者数	外部研究開発従事者のHCを把握する [課題②]

4.3 研究開発の資金提供

	4.80	遂行者基準による研究開発資金流動の報告	研究開発データ収集に当たっては、遂行者基準の報告を強く勧告する。遂行者は、使用された金額及び資金源並びに研究開発活動が行われた年を知ることができる最適な立場にある。	「社内(内部)で使用した研究費」及び「社外(外部)から受け入れた研究費」を元に遂行者基準で集計。	【7】社内で使用した研究費、【11】社外から受け入れた研究費	【10】内部で使用した研究費、【13】外部から受け入れた研究費	【8】内部で使用した研究費、【11】外部から受け入れた研究費	(現在の調査で対応済)
	4.109	研究開発資金提供における移転と交換カテゴリーの報告	研究開発遂行者からの代償的利益の流動の有り(=交換(exchange))無し(=移転(transfer))のいずれかで、研究開発資金流動が生じる場合がある。政策利用者の要求及びSNAの統計ニーズを満たすため、各国は、これら2つのカテゴリーの外部資金源による機関内研究開発実績の合計を報告することを勧告する。	資金流動に関しては、「社外(外部)から受け入れた研究費」を「受入額」及び「うち社内(内部)で使用した研究費」並びに「社外(外部)へ支出した研究費」を「支出額」及び「うち自己資金から支出した研究費」で把握。	【11】社外から受け入れた研究費、【12】社外へ支出した研究費	【13】外部から受け入れた研究費、【14】外部へ支出した研究費	【11】外部から受け入れた研究費、【12】外部へ支出した研究費	交換資金と移転資金の別に把握することは困難
	4.133	外部資金の提供者及び受領者区分	研究開発交換資金又は移転資金の区分では、次の部門分類を勧告する。 【国内】 企業部門(内訳略) 政府部門 高等教育部門 民間非営利部門 【世界他地域】 企業部門(内訳略) 政府部門 高等教育部門(内訳略) 民間非営利部門 国際組織	以下の区分で把握。 ・公的機関 - 国(※「受入れ」のみ) - 地方公共団体(※「受入れ」のみ) - 国・公立大学 - 国・公営、独立行政法人等の研究機関 - 公営企業・公庫等 - その他 ・会社 - うち親子会社 ・私立大学 ・非営利団体 ・海外 - 会社 - うち親子会社 - 大学 - その他	【11】社外から受け入れた研究費、【12】社外へ支出した研究費	【13】外部から受け入れた研究費、【14】外部へ支出した研究費	【11】外部から受け入れた研究費、【12】外部へ支出した研究費	「海外」の内訳区分について、FMとの整合を高める(再掲) [課題①]

第5章 研究開発従事者の測定: 従業者及び外部貢献者

5.2 研究開発従事者の対象範囲及び定義

	5.25	従業者に関するデータ収集	研究開発従事者とその費用を報告する際には、当該統計単位に正式に雇用されている者(内部研究開発従事者)と当該統計単位に雇用されずに従事している者(外部研究開発従事者)の2グループに区分される。可能な限り、これら2つのグループのデータを、人事データと支出データの両方の観点から個別に識別、収集、報告することを勧告する。	調査対象法人、機関、団体等の従業者(ただし、他法人等へ出向している者を除く)のほか、受け入れている派遣労働者、他法人等からの出向者を含めて把握。	【4】研究関係従業者数	【7】研究関係従業者数	【4】従業者数	外部研究開発従事者のHCを把握する(再掲) [課題②]
--	------	--------------	---	--	-------------	-------------	---------	--------------------------------

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
	5.31	研究開発に従事する学生の分類及び取り扱いに関するガイダンス	<p>国際比較性を確保するために、研究開発に従事する学生の分類及び取り扱いに関して勧告するガイダンスは次のとおり。</p> <p>事例1: 研究開発遂行単位によって給与又は助成金が支払われ、その経費が人件費に含まれている博士課程学生又は修士課程学生は内部研究開発従事者であり、学生とはみなさない。彼らは社内の研究開発委員であり、その費用は人件費に含まれている。</p> <p>事例2: 研究開発遂行単位から資金を受け取らない又は外部から資金を受領している博士課程学生は外部研究開発従事者である。明確に研究開発用であるか、FTE研究要素を確実に同定し、授業要素から分離できる資金を受け取っている限り、修士課程の学生にも適用される。可能な限り、特に高等教育部門では、博士課程と修士課程の学生数を取得することを勧告する。</p> <p>事例3: 博士課程学生が資金提供の有無にかかわらず独立した研究のみを行い、研究開発従事者の対象とならない場合でも、当該学生が外部助成金を受領する場合はそれが「他の経常費」としてカウントされることがある。明確な資金提供を受けている場合は、修士課程学生にも適用される。</p>	大学等において、個別の研究プロジェクトへの参画状況や資金の受け取りによらず、「博士課程の在籍者」を研究者として把握している。	—	—	【4】従業者数	給与等が支払われた学生と他の学生を区別して把握することは困難
	5.32	研究開発従事者を同定する基準	慣例として、あらゆる種類又はレベルの研究開発への直接貢献は、研究開発従事者として分類されるが、研究開発従事者の合計には、その労働時間の割合として、機関内研究開発に相当の貢献をした従業員のみを含めることを勧告する。	3月31日現在の研究関係従業者数を把握。企業及び非営利団体・公的機関に対しては、実数(HC)のほか、実際に研究関係業務に従事した割合で按分した値(FTE)も把握。FTE値が低いものはデータチェック審査において確認。	【4】研究関係従業者数	【7】研究関係従業者数	【4】従業者数	FTE値が低いものはデータチェック審査において確認

5.3 勧告される測定単位

5.48	研究開発従事者を測定するための総合的アプローチ	<p>HCとFTE間の互換性を確保して測定するための総合的アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発従事者データの直接収集は、FTEとHCの双方のデータ系列の作成に勧告する方法である。 FTEとHCデータの収集方法に関わらず、双方のデータ系列間では整合性があるべきである。 研究開発従事者データは、主に「人件費」と「他の経常費—外部研究開発従事者」のカテゴリーで、研究開発支出データと整合していなければならない。 	<p>企業及び非営利団体・公的機関において、HCとFTEの双方について直接報告を求めている。</p> <p>労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されている者に係る費用は、「人件費」に含めている。</p>	【4】研究関係従業者数	【7】研究関係従業者数	【4】従業者数	(現在の調査で対応済)
5.58	HC研究開発従事者の測定のための選択肢	<p>研究開発従事者のHCは、統計単位レベル又は総計レベルで特定の参照期間(通常は暦年)に、機関内研究開発に貢献する全人数として定義される。HCの報告にあたり、様々な選択肢が利用可能である。最後の選択肢は二重計上を生じさせやすい。推奨するアプローチは、最初の選択肢である所定の日付(時点)での調査である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所定の日付(期末など)で研究開発に従事した者の数 年間(暦年)で研究開発に従事した者の平均数 年間(暦年)で研究開発に従事した者の総数 	<p>3月31日現在の研究関係従業者数を把握。企業及び非営利団体・公的機関に対しては、実際に研究関係業務に従事した時間の割合に相当する人数の報告を求めている。また、短時間勤務の者は、通常の勤務形態と比較した割合も考慮して回答を求めている。</p> <p>なお、HCとFTEの整合性については、オンライン調査又は集計の段階でチェックを行っている。</p>				FTE値が低いものはデータチェック審査において確認
5.59	HCとFTEの合計間における整合性	参照期間に機関内研究開発に従事した全ての者は、HC及びFTEの双方の条件で一貫して報告されるべきである。同様にFTE総計に含まれない個人(年間で0.1FTE未満となる者)は、HC総計に含まれるべきではない。					

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
	5.63	単一フォームによるデータ収集	調査では、研究開発関連の支出と従事者(HC)の双方に関するデータを単一のフォームで収集することを強く勧告する。このアプローチにより、データ収集のコストが最小限に抑えられ、異なる研究開発指標間で最高水準の整合性が確保される。このような支出-従事者の一貫性チェックは、データ取得プロセスの一部であるべきである。	研究関係従業者数と研究費は単一の調査票で収集している。人件費については、FTEの割合で計算した上での回答を求めている。また、短時間勤務の者は、通常の勤務形態と比較した割合も考慮して回答を求めている。	【4】研究関係従業者数、【7】社内で使用した研究費	【7】研究関係従業者数、【10】内部で使用した研究費	【4】従業者数、【8】内部で使用した研究費	(現在の調査で対応済)
	5.68	雇用状況、契約等の種類及び研究開発への関与レベルを考慮した研究開発従事者の同定	「内部研究開発従事者」と「外部研究開発従事者」の双方について、常勤とパートタイムの別に同定して報告する必要がある。したがって、雇用状況、契約の種類(フルタイム又はパートタイム)及び研究開発への関与のレベルを参照して識別する。	企業及び非営利団体・公的機関に対しては、実際に研究関係業務に従事した時間の割合に相当する人数の報告を求めている。また、短時間勤務の者は、通常の勤務形態と比較した割合も考慮して回答を求めている。	【4】研究関係従業者数	【7】研究関係従業者数	【4】従業者数	外部研究開発従事者のHCを把握するが、フルタイム・パートタイム別の把握は困難

5.4 勧告される研究開発従事者総計の区分

5.75	勧告される研究開発従事者総計の区分	データ利用者のニーズに応えるために、HCとFTE総計は、実用的な範囲で、様々な変数で区分する必要がある。特に、性別、機能別、雇用形態別、年齢別、公式修了認定別、さらには先任レベル別、地理的起源別及び従事者流動別。	HC指標として、性別、機能別(研究者、研究補助者、技能者など)、研究者のうち博士号取得者数及び採用・転入・転出研究者数を把握	【4】研究関係従業者数、【5】採用・転入・転出研究者数	【7】研究関係従業者数、【8】採用・転入・転出研究者数	【4】従業者数、【5】採用・転入・転出研究者数	年齢別や地理的起源別などによる把握は困難
------	-------------------	--	--	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------	----------------------

第7章 企業研究開発

7.6 企業機関内研究開発支出額(BERD)に対する機能区分

7.36	資金源別企業機関内研究開発支出額(BERD)の区分	BERDの資金源を収集及び報告する際には、資金が発生する部門に応じて、5つの主要な資金源を考慮することを勧告する。 <ul style="list-style-type: none"> 一企業部門(自企業(内部資金)、同グループ内他企業、他の非関連企業) 一政府部門(中央又は連邦、地方又は州、他の政府部門組織) 一高等教育部門 一民間非営利部門 一世界他地域 <ul style="list-style-type: none"> 企業(同一グループ内企業、他の非関連企業) 政府部門 高等教育部門 民間非営利部門 国際組織 	名目を問わず、研究費として受け取った資金を以下の区分で把握。 <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関 <ul style="list-style-type: none"> 一 国 一 地方公共団体 一 国・公立大学 一 国・公営、独立行政法人等の研究機関 一 公営企業・公庫等 一 その他 ・会社 <ul style="list-style-type: none"> 一 うち親子会社 ・私立大学 ・非営利団体 ・海外 <ul style="list-style-type: none"> 一 会社 一 うち親子会社 一 大学 一 その他 	【11】社外から受け入れた研究費	-	-	「海外」の内訳区分について、FMとの整合を高める(再掲) [課題⑩]
7.40	受領資金の報告における国内関連企業と非関連企業の区分	BERDに関する国際的な報告では、企業部門の資金源は、企業の内部資金と国内非関連企業からの資金と、同じ国内集団の一部である関連企業からの資金を足した合計額であり、国内関連企業と非関連企業を区分することを勧告する					
7.45	租税軽減措置に関する資金の分類	一部の政府は、研究開発の資金提供又は遂行を促進することを目的として、専用の租税軽減措置を提供している。本マニュアルでは、将来の収益又は税金の軽減に基づいて「資金提供」される研究開発遂行のコスト、又は過去の遂行に対して今期に実現した請求は、政府支援の資金源ではなく、内部資金として報告されるべきと勧告する。					

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
7.7 企業部門における機関外研究開発に対する機能区分								
	7.69	機関外研究開発の把握に用いる区分	<p>企業は、社外研究開発のために資金提供をすることがある。また、他者からの研究開発の購入や他者への研究開発の販売をすることもある。これらの資金提供又は研究開発の売買を追跡するために、次の区分で把握することを勧告する。</p> <p>【国内】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業部門(同グループ内他企業、他の非関連企業) - 政府部門 - 高等教育部門 - 民間非営利部門 <p>【世界他地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業(同一グループ内企業、他の非関連企業) - 政府部門 - 高等教育部門 - 民間非営利部門 - 国際組織 	<p>社外へ支出した研究費は以下の区分で把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関 <ul style="list-style-type: none"> - 国・公立大学 - 国・公営、独立行政法人等の研究機関 - 公営企業・公庫等 - その他 ・会社 <ul style="list-style-type: none"> - うち親子会社 ・私立大学 ・非営利団体 ・海外 <ul style="list-style-type: none"> - 会社 <ul style="list-style-type: none"> - うち親子会社 - 大学 - その他 	【12】社外へ支出した研究費	-	-	「海外」の内訳区分について、FMとの整合を高める(再掲) [課題①]
第8章 政府研究開発								
8.4 政府部門における研究開発支出額及び研究開発従事者の測定								
	8.44	資金源に関する情報収集	<p>資金源に関する情報の収集には、次に示す報告構造を勧告する。交換資金と移転資金の区分は、特別予算政府単位や政府が管理するNPIIにとってより重要である。(これらは、非予算資金源に大きく依存し、他の組織や企業へサービスとして研究開発を行い、その見返りに金銭的報酬を受け取るため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府部門 <ul style="list-style-type: none"> - 自機関(内部資金) - 他の中央又は連邦(政府機関) - 他の地域、週又は地方(政府機関) ・企業部門 ・高等教育部門 ・民間非営利部門 ・世界他地域 <ul style="list-style-type: none"> - 政府部門 - 国際組織 - 企業部門 - 高等教育部門 - 民間非営利部門 <p>※上記について、交換資金、移転資金の別に把握</p>	<p>名目を問わず、研究費として受け取った資金及び内部で使用した金額を以下の区分で把握。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関 <ul style="list-style-type: none"> - 国 - 地方公共団体 - 国・公立大学 - 国・公営、独立行政法人等の研究機関 - 公営企業・公庫等 - その他 ・会社 <ul style="list-style-type: none"> - うち親子会社 ・私立大学 ・非営利団体 ・海外 <ul style="list-style-type: none"> - 会社 <ul style="list-style-type: none"> - うち親子会社 - 大学 - その他 	-	-	交換資金と移転資金の別に把握することは困難	
	8.45	研究開発類型別GOVERDの区分	政府部門すべてについて、研究開発支出額の内訳は、研究開発類型(基礎研究、応用研究、試験的開発)別に収集することを勧告する。	自然科学に関する研究費に関し、性格別(基礎、応用、開発)の報告を求めている。	-	-	【11】理学、工学、農学、保健の性格別研究費	人文・社会科学分野を含めて把握する(再掲) [課題⑦]
	8.61	内部研究開発従事者と外部研究開発従事者を区別した報告	政府研究開発施設における外部研究開発従事者の存在の可能性を考慮し、内部研究開発従事者と区別して、第5章に沿って報告することを勧告する。	調査対象法人、機関、団体等の従業者(ただし、他法人等へ出向している者を除く)のほか、受け入れている派遣労働者、他法人等からの出向者を含めて把握。	-	-	【7】研究関係従業者数	外部研究開発従事者のHCを把握する(再掲) [課題②]

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
第9章 高等教育研究開発								
9.4 高等教育部門における支出額及び従事者の測定								
	9.72	公的-一般大学資金の資金源としての取扱い	慣行として、公的-一般大学資金による研究開発は、政府を資金源とすべきであり、これは国際比較のために勧告されるアプローチである。いずれの場合でも、公的-一般大学資金(GUF)は、区別して報告されるべきである。	名目を問わず、研究費として受け取った資金を以下の区分で把握。 ・公的機関 - 国・公立大学 - 国・公営、独立行政法人等の研究機関 - 公営企業・公庫等 - その他 ・会社 ・私立大学 ・非営利団体 ・海外 - 会社 - 大学 - その他 なお、GUFについては、上記に含まれない。	-	-	【11】外部から受け入れた研究費	・調査結果等を基にしたGUFの推計方法を検討。 ・「海外」の内訳区分について、FMとの整合を高める(再掲) [課題⑫、⑪]
	9.75	構成要素レベルでの資金源の報告	高等教育の研究開発統計の国際比較可能性を高めるために、可能な限り、資金源を構成要素に分けることが望ましい(preferable)。これは主に、高等教育機関の会計記録からの情報の入手可能性に依存する。					
	9.77	公的-一般大学資金を区別した報告	公的-一般大学資金(GUF)は政府部門からの資金として、区別して報告されなければならない。					
第10章 民間非営利研究開発								
10.5 民間非営利(PNP)部門における研究開発支出額及び研究開発従事者の測定								
	10.29	研究開発経費類型別PNPERD	研究開発支出額を研究開発経費類型別に区分することを勧告する。これは、研究開発従事者の人件費及び他の経常費(経常支出額)並びに資本支出額による区分である。	以下の区分で把握。 ・人件費 ・原材料費 ・有形固定資産の購入費 - 土地・建物など - 機械・器具・装置など - その他の有形固定資産 ・無形固定資産の購入費 - うちソフトウェア ・リース料 ・その他の経費	-		【10】内部で使用した研究費	外部研究開発従事者に係る経費を区分して把握する(再掲) [課題⑫]
10.6 民間非営利(PNP)部門における調査設計及びデータ収集								
	10.43	遂行者の観点からの資金流動の測定	例えば、富裕慈善者は、個人として又は財団あるいは信託などを通じて、研究機関へ資金を提供することがある。本マニュアルは、そのような資金の流れの測定は、主に遂行者の観点から採用されることを勧告する。	資金流動に関しては、「外部から受け入れた研究費」を「受入額」及び「うち内部で使用した研究費」並びに「外部へ支出した研究費」を「支出額」及び「うち自己資金から支出した研究費」で把握。			【13】外部から受け入れた研究費、 【14】外部へ支出した研究費	
	10.47	資金提供者に基づく補完的アプローチ	民間非営利(PNP)部門における機関は、研究開発の遂行及び資金提供の双方を行うことがある。したがって、当該遂行者もまた、機関外研究開発のための資金について報告を求めることを勧告する。また、機関内研究開発は遂行しないが、多額の研究資金(通常は助成金又は贈与の形で一すなわち移転資金)を提供している機関(財団及び慈善団体など)がPNP部門に存在する。本マニュアルでは、研究開発遂行者からのデータ収集を勧告するが、資金提供者に基づくアプローチも補完的な慣行として認められている。		-			(現在の調査で対応済)

章	段落番号	項目	勧告内容	調査における取り扱い	調査項目			備考
					調査票甲(企業A)	調査票乙	調査票丙	
第11章 研究開発グローバル化の測定								
11.4 多国籍企業(MNE)研究開発総計統計を編纂するための一般的アプローチ								
	11.31	国別のデータ収集及び表章	多国籍企業(MNE)の研究開発統計は、可能な限り、最終管理国(対内投資)及び外国居住被支配関連会社(対外投資)の所在地(国)別に収集し表章することを勧告する。特に、他の多国籍企業(MNE)統計(雇用、売上高、貿易等)がこの区分を基に公表されている場合にはである。研究開発と非研究開発間のグローバル化統計の一貫性の強化は、組織の取り決めや取引が複雑になっていることを踏まえると、これら統計の分析的価値や政策関連性を向上させる。	資金流動に関しては、「社外(外部)から受け入れた研究費」を「受入額」及び「うち社内(内部)で使用した研究費」並びに「社外(外部)へ支出した研究費」を「支出額」及び「うち自己資金から支出した研究費」で把握。なお、国別には把握していない。	【11】社外から受け入れた研究費、 【12】社外へ支出した研究費	【13】外部から受け入れた研究費、 【14】外部へ支出した研究費	【11】外部から受け入れた研究費、 【12】外部へ支出した研究費	国別の把握は困難
11.6 企業部門以外での研究開発グローバル化の測定								
	11.53	交換資金と移転資金のカテゴリによるグローバル研究開発遂行及び資金提供の測定	政府部門によるグローバル研究開発遂行及び研究開発の資金提供を、「交換資金」(具体的には政府部門資金提供のための公的調達と呼ばれる)及び「移転資金」のカテゴリに分類することも勧告する。世界他地域に対する政府研究開発資金提供は重要になる可能性がある。	資金流動に関しては、「社外(外部)から受け入れた研究費」を「受入額」及び「うち社内(内部)で使用した研究費」並びに「社外(外部)へ支出した研究費」を「支出額」及び「うち自己資金から支出した研究費」で把握。	【11】社外から受け入れた研究費、 【12】社外へ支出した研究費	【13】外部から受け入れた研究費、 【14】外部へ支出した研究費	【11】外部から受け入れた研究費、 【12】外部へ支出した研究費	交換資金と移転資金の別に把握することは困難(再掲)

注)カッコ内は、資料1-1における課題番号

※主として、本文において、「recommendation」又は「recommended」として記載された箇所のうち、科学技術研究調査の調査項目に関係するものを抜粋